

平成22年3月

平成23年度税制改正に関する意見書

南九州税理士会

目	次
一 はじめに	----- 1
二 特に早急な税制改正を必要とする項目	
1 所得税・法人税共通関係	
(1) 少額減価償却資産の引き上げ（30万円未満）と一括償却資産の損金 算入制度の廃止	----- 5
(2) 中小企業の投資促進税制の拡充	----- 5
(3) 貸倒損失処理要件の緩和	----- 6
2 所得税関係	
(1) 土地、建物等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	----- 6
(2) 老年者控除の復活（新規）	----- 6
3 消費税関係	
(1) 免税制度を申告不要制度に当該課税期間の課税売上高で判定	----- 7
(2) 各種届出書及び承認申請書の提出期限を申告期限と同一に	----- 7
(3) 簡易課税制度の選択を申告時に、また簡易課税制度及び一括 比例配分方式の2年間の継続適用を廃止	----- 7
三 その他税制改正に関する項目	
1 国税通則法関係	
(1) 更正の請求期間を5年以内とし後発的理由による更正の請求期間は 1年とする	----- 8
(2) 税務行政の執行に関する手続規定の整備と立法化	----- 8
(3) 重加算税の賦課決定通知書にその理由を附記	----- 9
(4) 税理士が異議申立て等の税務代理を行った場合は当該税理士に対し ても書類を送達	----- 9
(5) 延滞税の割合を特例基準割合に7.3%を加えた割合とする	----- 9
(6) 施行令第6条第1項第5号による更正の請求の期間制限を 拡大する	----- 10
(7) 国税不服審判所の公正中立性を確保する	----- 10
2 国税徴収法関係	
(1) 第二次納税義務に係る納付通知書に告知理由を記載（新規）	----- 10
3 所得税・法人税共通関係	
(1) 減価償却資産の法定耐用年数表の定期的な見直し	----- 11
(2) 純損失及び欠損金の繰越控除期間制限の廃止	----- 11

(3) 税額控除の繰越は繰越額の古いものから適用	-----	12
(4) 自動車のリサイクル預託金は発生した年の経費及び収入とする	-----	12
4 所得税関係		
(1) 雑損控除の適用範囲の拡大	-----	12
(2) 医療費控除の適用範囲及び支払対象者の拡大	-----	12
(3) 給与所得者に対する課税制度の見直し	-----	13
(4) 公的年金受給者の納税手続の簡素化	-----	13
(5) 青色事業専従者給与の届出の廃止と退職金の必要経費算入	-----	14
(6) 修正申告時に控除できる青色申告特別控除額を控除限度額まで	-----	14
(7) 居住用財産の譲渡所得特別控除額を5千万円に引き上げ	-----	14
(8) 財産債務明細書の提出制度の廃止	-----	15
(9) 準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限と同一	-----	15
(10) 相続の場合の青色承認申請期限を相続税の申告期限又は確定申告 期限のいずれか早い方とする	-----	15
(11) 社会診療報酬の所得計算の特例の廃止	-----	15
(12) 源泉所得税の納付期限を翌月20日とする	-----	16
(13) 不動産所得にかかる損益通算の特例を廃止	-----	16
(14) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間の延長（新規）	-----	16
(15) 生計を一にする親族が受けける対価を必要経費として認める	-----	16
(16) 非上場株式等を発行法人に譲渡した場合のみなし配当と譲渡 損失の損益通算を認める	-----	17
(17) 所得区分の見直し	-----	17
5 法人税関係		
(1) 法人税の各種届出書等の提出期限の延長	-----	18
(2) 交際費課税制度の見直し	-----	18
(3) 私財提供等の場合の法人税法第59条の適用基準の緩和	-----	18
(4) 中小法人の軽減税率適用所得金額の引き上げ	-----	18
(5) 退職給付引当金の繰入について損金算入を認める	-----	19
(6) 賞与引当金の繰入について損金算入を認める	-----	19
(7) 役員給与における定期同額要件の見直し	-----	19
(8) 同族会社の非常勤役員に対する役員給与の事前確定届出 給与の届出を不要とする	-----	20
(9) 一定の役員に対する時間給の損金算入を認める	-----	20
6 消費税関係		
(1) 「帳簿及び請求書等の保存」要件の記載事項の簡略化	-----	21
(2) 消費税の申告書提出期限も法人税と同様に提出期限の延長を認める	-----	21
(3) 土地譲渡がある場合の課税売上割合の計算方法の変更	-----	21

(4) 消費税の複数税率化の回避	-----	22
------------------	-------	----

7 相続税・贈与税関係

(1) 現行の法定相続分に基づく課税方式による遺産取得課税 方式を改め本来の遺産取得課税方式に変更（新規）	-----	22
(2) 保険金及び退職金の非課税限度額の引き上げ	-----	23
(3) 小規模の居住用及び事業用宅地の相続を非課税	-----	23
(4) 更正の請求の特則事由に相続開始後の保証債務等を追加	-----	23
(5) 相続に関する費用は相続の課税財産から控除	-----	23
(6) 相続税の連帯納付義務の廃止	-----	24
(7) 申告までに著しい価額変動があった場合、時価額算定基準の 取得時期を申告書提出期限までの期間に	-----	24
(8) 農地等を一定の農業生産法人に使用貸借貸し付けを行った場合 にも納税猶予制度を適用	-----	24
8 地方税関係		
(1) 個人住民税の所得控除を所得税法の控除額と同一	-----	25
(2) 同一都道府県内の個人の都道府県民税均等割額の重複課税を廃止	-----	25
(3) 法人の事業税・住民税の欠損金の繰戻し還付	-----	26
(4) 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止	-----	26
(5) 個人事業税に関する事業主控除額の引き上げ	-----	26
(6) 資本金1億円以下の中小法人に対しての外形標準課税導入反対	-----	26
(7) 婚姻期間が20年以上の配偶者から贈与された居住用不動産について では不動産取得税の課税価格から2千万円を控除	-----	27
(8) 相続時精算課税制度適用者の贈与にかかる不動産取得税を非課税	-----	27
(9) 固定資産税における免税点の引き上げ	-----	27
(10) 債却資産申告における少額資産（30万円未満）の見直し	-----	28
(11) 新築住宅等に係る固定資産税減額措置の対象面積の拡大及び減額 期間の統一	-----	28
(12) 条例創設等の諮問機関に税理士を登用	-----	28
(13) 建物の固定資産税評価額の適正化を図る	-----	28
(14) 不動産取得税の免税点の引き上げ	-----	29
(15) 個人住民税の退職所得の課税方式を前年所得課税主義に基づく 分離課税方式とする	-----	29
(16) 法人が事業再生を目的とする欠損補填のため無償減資を行った 場合、欠損補填に充当した金額を資本金等の額から控除する	-----	29

四 税務行政の改善に関する項目

1 法定外資料の照会、提出の要請は必要最小限に	-----	31
2 税務署に提出した書類の閲覧及び謄写に関する規定の整備	-----	31
3 「臨税」の規定の廃止	-----	31

4 固定資産課税台帳の縦覧制度の見直し	-----	31
5 土地に関する公的評価一元化のための第三者機関の設置	-----	32
6 納税者番号制度は国民の納得のいく制度に	-----	32
7 電子申告の国と地方の統一的な運用を図ること（新規）	-----	33
8 電子申告を行った納税者に対し確定申告の納税者情報を文書により通知（新規）	-----	33
9 書面添付があった場合は無予告調査を行わないこと（新規）	-----	33
10 納税の緩和制度の積極的な適用（新規）	-----	34

一 はじめに

税理士は、申告納税制度のもとで納税者の納税義務の適正な実現を図る使命を有している。この使命を果たす過程で捉えられる税制及び税務行政の問題点を摘出することは、申告納税制度の理念にそって職責を履行する税理士の責務であり、それらを集約して改善への意見を建議することは、税の専門家団体である税理士会に負託された権能である。このように、本建議は税理士法第49条の11に基づいて行うものであり、陳情や請願とは趣旨、性格、法的手続において全く異なるものである。

当会の意見の集約に当たっては、①公平な税の負担、②国民にとって簡素で分かりやすい税制、③合理的な納税事務負担、④時代に適合し得る税制、⑤透明な税務行政に視点を置き、単に税負担の軽減を図ることだけを目的とするような意見は排除している。

平成23年度税制改正意見を取りまとめるに当たっては、例年どおり各会員から意見を聴取した。その結果、各県連を通じて延べ64項目の要望項目が提出された。本意見書は、これらの意見要望を検討するとともに、前年までの本会の税制改正等に関する意見書及び日本税理士会連合会の税制改正に関する建議書等を参考に検討を加え、正・副会長会の議決を経て取りまとめたものである。

本意見書における各税制及び税務行政に対する基本的な考え方は、次のとおりである。

1 基本理念

税制改革の基本理念は、税負担の公平、税制による経済社会に対する活性化及び税制の簡素化である。また、国民負担のあり方は、社会の構造を踏まえて構築される所得、消費、資産の間において均衡のとれた税体系によって確立されなければならない。

2 所得税について

所得税については、少子・高齢化の進展、家族世帯類型や雇用形態の多様化など経済社会の変化に対応できる税制の確立が必要とされる。特に、人口減少問題は、我が国の今後の経済社会全体に大きな影響を与えることとなる。

平成22年度改正において、扶養控除の見直しなど一部実行された少子化対策、子育て支援のための新たな施策を早急に構築するとともに、その他所得控除及び各種の租税特別措置のさらなる見直し・整理合理化を行い、総合課税を基本とした納税者の税負担に不公平が生じることのない施策を講じる必要がある。

また、金融所得課税の一体化については、金融・証券市場の透明性、公平性、効率性を高めるとともに、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進めていく必要がある。

これに伴い、納税者番号制度の導入が検討されているが、番号利用にかかるコスト、経済取引への影響、セキュリティの確保、プライバシーの保護等の問題についてさらなる検

討を行い、国民にこれらを明確に示し、国民の納得のいく番号制度にすべきである。

3 法人税について

我が国の経済環境は依然として厳しく、中小企業の経営は非常に深刻である。各企業が保有する債権は不良債権化し、これに伴う貸倒処理が税務上、企業経営の大きな障害となっている。そこで、貸倒処理を推進させ、中小企業の財務体質を改善させるため、無税の貸倒損失処理の要件を緩和すべきである。

交際費課税については、平成18年度改正で飲食代のうち課税適用除外対象の金額基準が示されたが、事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費等かどうかを判断すべきものではない。交際費等の範囲については、さらに見直しを行い、例えば社会通念上必要とされる慶弔費や社会奉仕団体に係る会費等は交際費等から除外するなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

また、中小法人の交際費等の定額控除限度額内10%相当額の損金不算入制度は、即時に廃止すべきである。

「特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度」については平成22年度改正において廃止された。その根拠は、役員給与が法人段階で損金算入され、個人段階でも給与所得控除の対象となる「二重控除」の是正手法としては適当ではなく、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消する抜本的措置を講ずるためとされている。

しかし、法人、個人どちらの事業形態をとるかは納税者の自由な選択に任されており、中小同族会社だからといって、法人事業主と個人事業主との課税の不均衡を必ずしも是正する必要はないと思われる。

4 消費税について

消費税については、今後危機的な財政状態の下で必要な税財源を安定的に確保するために、消費課税の比重を増大させる方向へ向かうことが予想される。しかし、その前提条件として、前年度にも増した歳出削減の断行や、少子・高齢社会における国民負担の全体像を明示することで、国民の納得を得る必要があり、安易に消費税率の引き上げを行うべきでない。

消費税率については、従来から福祉財源との関係で、その引き上げが示唆されてきた面があるが、単に財源や使途の問題だけに着目するのではなく、他の税制を含めた総合的な見地から幅広く検討していくことが必要である。

消費税の導入時に設けられた簡易課税制度や免税点制度については、負担の公平と納税義務者の事務負担等との比較考量により検討されるべきところであるが、小規模事業者に対する措置として今後も維持すべきである。

また、消費税は他の税目と異なり、届出書等の提出の有無が納税額に与える影響が大きく、トラブルも急増しているので、各種届出書等の提出時期、申告期限等制度上問題となっている点については、早急に改善する必要がある。さらには、簡易課税適用や免税事業者の判定の基準となる基準期間制度は廃止すべきである。

なお、消費課税のあり方については、消費一般に広く薄く課税する現行消費税体系を今後とも堅持すべきである。現行の帳簿方式は、インボイスに代えて、帳簿及び請求書等の保存を前提としているものであり、課税取引の検証性は十分に確保される。公平課税という点では両者に差異はなく、事業者に過度の負担を生じさせる特別な手続きが必要なインボイス方式への移行はすべきでない。

なお、O E C Dによる各国の消費税課税方式の評価においても、我が国の帳簿方式は一定の評価を得ている。

5 相続税について

相続税については、所得税の補完としての富の再分配や格差の固定化の防止という機能を重視する一方で、相続人の生活基盤の確保や円滑な事業承継に対する配慮も必要である。

平成 20 年度において、一旦は相続税課税方式の変更が検討されたが、見送りとなった。平成 22 年度税制改正大綱においても課税方式の見直しが検討されているが、その課税方式は「遺産課税方式」となっている。現行の「法定相続分に基づく課税方式による遺産取得課税方式」は、現在の我が国における時代背景に適合せず様々な矛盾を引き起こしている。その矛盾をなくすためには、課税の根拠を相続により財産を取得した個々人の負担能力に求め、それに応じた課税の実現が必要である。

遺産課税方式については、その具体的な内容が示されていないが、現行税制における相続時精算課税や納税猶予制度から考慮しても導入すべきではないと考える。

連帯納付義務については、課税方式の変更に伴い原則廃止となっていたが、変更見送りのため、存置されたままとなっている。この措置には期限に関する規定がなく、他の共同相続人の延納制度の利用により長期間にわたり経済的に不安定な状況に置かれ、さらには相続人間での争いを招く原因ともなっている。早急に廃止すべきである。

6 地方税について

法人事業税の外形標準課税は、当面、資本金が 1 億円を超えた法人だけを対象として導入されているが、今後とも、資本金 1 億円以下の中小企業に対しては、中小企業の置かれている現況から考えれば導入すべきではない。

7 税務行政について

申告納税制度のもとで、国民が納得いく適正、公平な納税が実現するよう納税環境の早急な整備が望まれる。

また、執行面での不公平をなくし適正な税務行政の運営がなされるよう、税務行政の執行に関する手続規定の整備が必要である。現状では実務上行われていながら手続規定に定められていないものも見受けられるので、今後これらを国税通則法等に盛り込んでいく必要がある。

さらに、現在、政府のオンライン利用拡大行動計画に基づき、電子申告の普及推進が行われているが、電子申告をした納税者に対する情報はメッセージボックスを介してのみの提供となっている。しかし、現実としてメッセージボックスにて自分の情報を確認できない者もいる。確定申告書等の郵送もないため、予定・中間申告額及び消費税の計算方式が不明等の無用の混乱を招く恐れがある。加えて無申告となる可能性もある。

したがって、メッセージボックスに提供した納税者情報を文書にして通知すべきである。

平成 23 年度の税制改正に関する意見書を作成するにあたり、以上のことを踏まえ、重要性・緊急性の高いものを抽出して「特に早急な税制改正を必要とする項目」とし、「その他税制改正に関する項目」及び「税務行政の改善に関する項目」に区分して取りまとめを行った。

二 特に早急な税制改正を必要とする項目

ここでは、税制改正に関する項目のうち平成 23 年度の税制改正において最優先すべき事項を掲げている。

1 所得税・法人税共通関係

(1) 少額の減価償却資産及び繰延資産の損金算入限度額（必要経費）を 30 万円未満に恒久的に引き上げるとともに、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。

（所令 138、139、法令 133、133 の 2、措法 28 の 2、67 の 5）（継続）

（理由）

法人が取得した 10 万円未満の減価償却資産については、損金算入が認められており、20 万円未満の減価償却資産については、3 年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度が認められている。

平成 18 年度改正において、中小企業者に対してのみ、年間の損金算入額の上限を 300 万円として、取得価額 30 万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入する特例が認められている。

現行制度上は、中小企業者には少額減価償却資産について 3 つの制度が存在することとなったが、現実には 30 万円未満の損金算入制度の特例を選択する例がほとんどである。

また、パソコンなどの少額な設備投資は継続して多量にあり、現行の 10 万円という基準はあまりにも少額であるといえる。

制度の簡素化を図るとともに設備投資の促進、経済活性化に寄与する観点から、少額の減価償却資産及び繰延資産の取得価額の損金算入の基準額そのものを 30 万円未満に恒久的に引き上げるべきである。同時に、一括償却資産の損金算入制度を廃止すべきである。

(2) 中小企業の投資について、その投資を促進する税制の拡充を図ること。

（措法 10 の 3①、10 の 3③、10 の 4①、10 の 4③、42 の 6①、42 の 6②、42 の 7①、42 の 7②）（継続）

（理由）

現在でも、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税、法人税の特別控除、事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税、法人税の特別控除等、中小企業の投資を促進させる税制は存在する。

しかし、それらは適用対象資産等について制約が存在しており、広く中小企業の投資について対象とするものではない。

昨今の未曾有の不況から脱出するため、対象資産等に制約を設けず、取得したすべて

の償却資産について、特別償却又は特別控除を可能にするなど、中小企業の投資を促進するための思い切った措置を講ずるべきである。

(3) 貸倒損失処理の要件を緩和すること。(所法 51、52、法法 22、52) (継続)

(理由)

我が国経済は、世界同時不況のなか、景気が低迷し危機的な状況にある。とりわけ、地方における中小企業の経営はますます悪化し、非常に深刻な状況となっている。経営の悪化によって各企業が保有する債権は不良債権化し、これに伴う貸倒処理や貸倒引当金の計上が企業経営の大きな障害となっている。

しかし、我が国税法では、無税償却を極度に限定しているため、各企業が有税で貸倒損失処理をすればするほど、税効果会計において有税償却による繰延税金資産が膨張している。

そこで、無税償却の要件を緩和して、貸倒処理を推進させることで不良債権処理を進展させ、ひいては財務体質の改善を行うことが可能となる。

2 所得税関係

(1) すべての土地、建物等の譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額について、他の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認めること。(所法 69、70) (継続)

(理由)

平成 16 年の税制改正で、デフレ不況から脱却するために欠かせない資産の活用による経済活性化を強く後押しするためとして、譲渡所得の税率は引き下げられた。しかし、一方ではすべての土地、建物等の譲渡所得については一部を除き損益の通算が認められなくなった。

損益通算を規制することは、含み損を有する遊休不動産の流動化を阻害すると考えられ、景気の活性化対策に反するものであるといえる。

したがって、すべての土地、建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度を認めるべきである。

(2) 老年者控除を復活させること。(旧所法 80) (新規)

(理由)

平成 16 年度税制改正により、老年者の税負担は重くなり、確定申告の義務者も増加しており、身体的、精神的にも相当な負担を強いている。

そもそも老年者控除は、社会的立場上においていわば弱者の地位にあることなどから、その負担能力の減殺要因を考慮して昭和 26 年に創設されたが、平成 16 年度改正で、世代間・高齢者間の税負担の公平を確保する観点から、実質的に年齢のみを基準に高齢者を優遇する措置となっている年齢 65 歳以上の者に対する公的年金等控除の上乗せ措置

と合わせて廃止された。しかし、年金課税とのダブルの課税強化は、高齢者の生活を急激に圧迫しており、65歳以上で、かつ、合計所得金額が500万円以下の者に限定して老年者控除50万円を復活すべきである。

3 消費税関係

(1) 納税義務の免除制度を申告不要制度に改めるとともに、申告不要の判定については基準期間による制度を改め、当該課税期間の課税売上高に基づいて判定する制度とすること。(消法9)(継続)

(理由)

前々年又は前々事業年度の課税売上高を判定基準とする基準期間による制度の弊害には次のようなものがある。

① 基準期間の課税売上高が1千万円以下の事業者は、当該課税期間の課税売上高の如何にかかわらず免税となり益税問題が生じる。逆に1千万円超の場合には、当該課税期間の課税売上高が1千万円以下となっても納税義務が生じることになり、事務負担を強いられることになる。

② 免税事業者における課税事業者を選択する場合の届出書の効力が、提出日の属する課税期間の翌課税期間以後であり、中小事業者においては常に1年ないし2年後の状況を予測しなければならない。

当該課税期間の売上高に基づいて判定する制度とすることにより、課税事業者の選択は当該課税期間終了後に行うことになり、上記の問題はすべて解決できる。

(2) 消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期は、その適用を受けようとする課税期間の前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限までとすること。

(消法37他)(継続)

(理由)

消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期は、この効力の発現に直結するので納税者に与える影響が大きく、届出書等の提出の是非とともに提出時期の判定は重要である。

消費税の各種届出書及び承認申請書について、現行のようにその適用を受けようとする課税期間の開始日の前日までに行う場合は、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることが多く、公平性や社会構造への適合性の面から問題がある。

したがって、提出の時期については、納税者が無理なく提出することができる時期とするのが適当であり、その適用を受けようとする課税期間の前課税期間の申告書の提出期限までとすべきである。

(3) 簡易課税制度の選択については事前届出制を廃止し、申告時に選択できるようにす

ること。

また、簡易課税制度及び一括比例配分方式の2年間の継続適用の規定を廃止すること。(消法30⑤、37) (継続)

(理由)

簡易課税制度及び一括比例配分方式の2年間の継続適用の規定は、課税期間が1年にもかかわらず、2年間をトータルで判断しなければならず不合理である。

したがって、簡易課税制度の選択については事前届出制を廃止し、申告時に選択できるようにすべきである。

また、簡易課税制度及び一括比例配分方式の2年間の継続適用の規定は廃止すべきである。

三 その他税制改正に関する項目

1 国税通則法関係

(1) 更正の請求をすることができる期間を法定申告期限より5年以内とすること。

また、後発的理由による更正の請求の期間は1年とすること。

(通法23、70) (継続)

(理由)

現在、課税庁が行う更正処分のうち、税額の増額更正については除斥期間が3年又は5年以内とされ、また、税額の減額更正については5年以内とされている。一方、納税者が更正の請求をすることができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内とされている。

このように、税額の是正期間が課税庁側と納税者側で異なるのは制度上公正を欠き、また、納税者の権利救済の面からも問題である。従って、更正の請求をすることができる期間を5年間に延長し統一すべきである。

また、後発的理由による更正の請求の期間の特例については、現行ではその理由が生じた日から2月以内とされているが、特殊な事例のため一般納税者には理解しがたく短期間での権利行使は困難である。納税者の権利救済の面から後発的理由による更正の請求期間を1年に延長すべきである。

(2) 税務行政の執行に関する手続規定の整備と立法措置を図ること。(継続)

(理由)

我が国の税務行政の執行に関する手続規定は、行政処分に至るまでの事前手続規定に不備な点が多いため、税務行政が恣意的に執行されるおそれがある。

一方、欧米諸国においては、質問検査権の行使に当たって事前通知、調査理由及び調

査の範囲の開示、調査終了後の諸手続及び更正又は決定の理由附記、審査請求時の調査記録の閲覧等をはじめとする税務行政の円滑な運用に具体的な範囲や限界等が明文化され、納税者及び代理人の権利保障が確立している。

したがって、国税通則法等において規定の整備等を図り、税務行政の適正手続に関し明確に規定すべきである。

(3) 重加算税の賦課決定通知書には、その理由を附記すること。(通法 68) (継続)

(理由)

国税庁は重加算税の取扱いについての事務運営方針を公表しているが、重加算税の賦課要件である「事実の隠ぺい」、「仮装」については理論的な定義付けがされておらず、重加算税の賦課対象となる行為の例示だけがされている。

重加算税の賦課は納税者に重い負担を強いる处分であるが、賦課要件の事実認定及び賦課決定の裁量権は課税庁にあり、納税者にとって納得できない場合が少なくない。よって、処分の透明性の確保と不服申立て等の便宜のため重加算税の賦課決定通知書には、その賦課決定の理由を附記することを義務付けるべきである。

(4) 税理士が異議申立て及び審査請求等の不服申立ての税務代理を行った場合、異議審理庁及び国税不服審判所長が申立人又は審査請求人に対して決定及び裁決を行ったときは、当該税理士に対しても書類（異議決定書又は裁決書の謄本）を送達すること。

(通法 12、75、77、84、86、101、109) (継続)

(理由)

代理人として税理士が異議申立て及び審査請求等の不服申立てを行った場合、異議申立人又は審査請求人に書類（異議決定書又は裁決書）の謄本を送達することとされているが、不服審査基本通達 84-12（異議申立人に対する送達）には、「なるべく本人に対してこれを行うものとする。」との取扱いが公表されている。

これは、代理人も当事者であることを前提とした取扱いであると思われる。

税理士は、税に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって納税義務者の信頼に応える必要があるため、国民の権利救済のために、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図らなければならないのであり、代理人たる税理士に対しても書類（異議決定書又は裁決書）の謄本を送達すべきである。

(5) 延滞税の 14.6% の割合を、特例基準割合に 7.3% をえた割合とすること。

(通法 60、措法 94) (継続)

(理由)

延滞税は国税債権の期限内における納付を担保し、期限内に納税した者とそうでない者との均衡を図るために設けられた制度であり、遅延利息に相当する利子税額と一種の

行政制裁である遅滞加算税額を統合したものであるといわれている。

平成11年度改正において、未曾有の低金利を勘案し利子税等の軽減を図ることとされ、延滞税7.3%は特例基準割合（基準時点の公定歩合+4%）に改正された。しかし、延滞税14.6%については改正されず、その割合は据え置かれたままである。

延滞税14.6%は、遅延利息部分7.3%と行政制裁部分7.3%から成ると考えられるため、14.6%のうち少なくとも遅延利息部分については特例基準割合を適用すべきである。

(6) 平成18年度税制改正によって国税通則法施行令第6条第1項第5号が創設されたが、更

正の請求の期間制限を拡大するよう改正すること。(通法23) (継続)

(理由)

創設された施行令により「その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知ったこと。」の日の翌日から起算して二月以内において更正の請求をすることができる」とあるが、更正の請求の期間制限を拡大すること。

(7) 国税不服審判所の公正中立性を確保すること。(通法99) (継続)

(理由)

国税不服審判所長が通達と異なる解釈で裁決しようとするとき、又は法令の解釈の重要な先例となるべき裁決をするときは、あらかじめ国税庁長官にその意見を申し出なければならない。国税庁長官がその申し出を是としないときには、国税審議会の議決に基づいて国税不服審判所長に対して指示をすることになっている。国税審議会の議決が国税不服審判所長の意見を認容するものであり、かつ、通達に抵触するものであるときは、国税庁長官は国税不服審判所長に対し指示すると同時にその通達を改正することになる。一方、国税審議会の議決が国税不服審判所長の意見を認容しない場合に、国税庁長官は国税不服審判所長に対し、国税審議会の議決に基づき国税不服審判所長の意見と異なる指示をすることになる。

このような国税庁長官の指示権限は、国税不服審判所の独立性を危うくするだけでなく、権利救済機関としての国税不服審判所の性格を損なうものと考えられる。

救済制度としての公正中立性を強めるためには、このような指示権限は改廃すべきである。

2 国税徴収法関係

(1) 第二次納税義務に係る納付通知書に告知理由を記載すること。(徴令11) (新規)

(理由)

第二次納税義務を賦課する場合には納付通知書により告知され、同通知書には第二次納税義務を課されることの根拠となる法律の規定を記載することとされている。

第二次納税義務の中には納付通知書に記載された根拠条文により賦課原因が容易に推察されるもの(徵法 33 条による無限責任社員の第二次納税義務、同 34 条による精算人等の第二次納税義務、同 36 条による実質所得者課税等課税処分と連動した第二次納税義務等)もあるが、一般的に根拠条文のみでは第二次納税義務の具体的な賦課原因を知り得ることは困難である。

第二次納税義務の賦課は納税者に対する不利益処分であり、他の理由附記制度と同様に課税庁の処分の慎重さと、納税者の不服申立ての便宜のために、納付通知書には賦課理由を記載するよう改正すべきである。

3 所得税・法人税共通関係

(1) 減価償却資産の法定耐用年数表を定期的に見直すとともに資産区分を簡素化すること。(耐用年数省令) (継続)

(理由)

平成 19 年度の改正によって、償却可能限度額の廃止がなされ、平成 20 年度の改正により機械及び装置を中心に資産区分の整理及び耐用年数の見直しがなされた。

しかし、昨今の急激な技術革新の進展や資産種類の多様化等によって、機械及び装置以外の資産についても現行の法定耐用年数表は実態に適合しなくなっている。減価償却資産全般について、法定耐用年数を定期的に見直すべきである。

また、耐用年数省令における「細目」は、非常に細かく定められており、その区分自体が実態に合わず、その資産がどの区分に該当するのか判別しにくくなっているといえる。

よって、資産区分を簡素にして判別が容易にできるようにするべきである。

(2) 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除及び青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、期間制限を廃止すること。

(所法 70、法法 57) (継続)

(理由)

現行法では、青色申告書を提出した場合の所得税における純損失の繰越控除は 3 年を限度とし、法人税における欠損金の繰越控除は 7 年を限度としている。

しかしながら、企業における営業年度はゴーイングコンサーンのもとで人為的に区切られたものにすぎず、損失も利益も本来は一体のものである。これは税務上においても尊重されるべきであり、たとえば、アメリカでは 20 年、イギリスやドイツでは無制限に認められるという例もある。

また、我が国においても、法人税上、資産整理に伴う私財提供等があった場合には、欠損金の生じた事業年度がいつであっても無制限に損金算入が認められる例もある。

したがって、青色申告書を提出した場合の、所得税における純損失の繰越控除及び法人税における欠損金の繰越控除については、期間の制限を設けるべきではなく、その期限を廃止すべきである。

(3) 税額控除の繰越について、繰越額の古いものから適用すること。(措法 42 の 6 他)
(継続)

(理由)

当期税額基準額（税額の 20%）が税額控除限度額に満たない場合の金額は、翌期に繰越せることになっているが、翌期に特定機械等の取得等があった場合に、同じく当期税額基準額が税額控除限度額に満たない場合は、当該年度の控除のみで、前期から繰越された金額は控除されないこととなる。

企業等に対する支援策として認められている当控除についても、設備投資による健全な発展、活性化を図る観点から、順次古いものから控除すべきである。

(4) 自動車のリサイクル預託金は、支払った年(度)の経費(損金)及び回収した年(度)の収入(益金)とすること。(所基通 37 の 30 の 2 他) (継続)

(理由)

納税者に面倒な事務処理を強いること、また、金額もわずかであることから、発生主義によって処理すべき重要性の乏しい前払費用については、簡便方法が容認される重要性の原則から、支出した年(度)の経費(損金)及び回収した年(度)の収入(益金)とする処理を認めるべきである。

4 所得税関係

(1) 雜損控除の適用範囲を拡大し、ペイオフにより生じた損失、保証債務の履行による損失等も含めること。(所法 72) (継続)

(理由)

雑損控除は、災害又は盜難若しくは横領による損失だけが対象とされている。

しかし、それでは金融機関が破綻した場合のペイオフによる損失、ゴルフ場預託金未返還問題等には対応できない。

また、保証人自らが預貯金の取崩しや借入金をして保証債務の履行を行った場合、税法上の救済措置が設けられていない。

これらの資産損失に対しても雑損控除の対象とすべきである。

(2) 医療費控除の適用範囲を拡大するとともに、生計を一にしない親族に係る医療費を

支払った場合にも、その医療費の金額を医療費控除の対象とすること。

(所法 73) (継続)

(理由)

高齢化社会の到来、医療技術の進歩、生活様式の変化に伴い、直接治療とは関係なく（例えば人間ドックの費用等予防医学的な費用）とも医療と密接なものについては医療費控除の対象とすべきである。

また、医療費控除は、本人分の医療費のほか、生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が対象とされている。

しかし、最近は老人のみの世帯も多く、その医療費についても子供全員で支払うケースもあり、必ずしも生計を一にする者が負担するとは限らない。

したがって、生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合も医療費控除の対象とすべきである。

(3) 給与所得者の課税制度を申告納税方式と年末調整方式の選択制とし、所得計算に当たっては現行の給与所得控除か特定支出控除の選択制とし、特定支出控除制度は実額に近い控除制度に改めること。

また、給与所得控除額には、上限を設けること。

(所法 28、57 の 2、181～198) (継続)

(理由)

現行の源泉徴収制度は、事業主の事務負担も大きく、従業員のプライバシーにも配慮がなされていない現状にある。

そこで、現行の源泉徴収制度は維持したうえで、給与所得者の課税制度を申告方式か年末調整方式かの選択制にすべきである。

また、所得計算に当たっては、給与所得控除か特定支出控除の選択制とし、さらに特定支出控除を現行の限られたものから、実額により近い控除となるよう制度を改めること。本来、給与所得控除の中身は、給与所得者として活動するのに必要な経費などの概算控除であるということを考慮した場合、通勤費等限られたもののみしか特定支出控除の対象としない現行制度は不自然であり、対象範囲を拡大すべきである。

一方で、概算控除である給与所得控除については、現行の上限なしを改め、一定額以上の高額の給与については給与所得控除額に限度額を設けるべきである。

(4) 公的年金の支払者において年末調整に準ずる措置を講じ、納税手続を簡素化すること。(所法 35、203 の 5) (継続)

(理由)

勤労世代である給与所得者は、納税者としての意識を向上させることが重要であるにもかかわらず、年末調整により納税手続が完了し、逆に高齢者世代である年金受給者に

は事務負担軽減のための制度がない。さらに、老年者控除の廃止、公的年金等控除額の縮減により、高齢者の納税のための事務負担は今後ますます増加すると考えられる。

一方、還付申告者はここ数年1千2百万人を超えており、この中には公的年金しか所得のない者が多数含まれていると考えられる。

高齢者に負担の少ない制度とするためには、公的年金の受給者のうち扶養控除等申告書を提出した者については年金の支払者において年末調整に準ずる措置を講じ、公的年金以外に収入のない者については選択により確定申告を不要とするなど、納税手続の簡素化を検討すべきである。

(5) 青色事業専従者給与の届出の廃止と、青色事業専従者が受ける退職金の必要経費算入を認めること。(所法37、56、57) (継続)

(理由)

青色事業専従者が受ける給与と一般の者が受ける給与は、労働の対価として受けるものである点から経済的には同質である。青色事業専従者が受ける給与と一般の者が受け取る給与との取扱いを税法上異にする根拠はない。青色事業専従者給与の額が合理的基準で決定されれば何ら問題にする点はなく、その額が適正額かどうかの確認は給与台帳等で行うことができる。したがって、青色事業専従者給与の届出の制度を廃止すべきである。

また、専従者が行う労働の性質は一般の者のそれと何ら変わりはなく、一般の者の退職金と同様に青色事業専従者への退職金はその適正な額を限度として必要経費に算入できるようにすべきである。

(6) 確定申告において控除できなかった青色申告特別控除額を修正申告において、控除限度額まで控除できるようにすること。(措法25の2) (継続)

(理由)

青色申告特別控除の金額は、確定申告書に適用を受けようとする金額として記載された金額に限るものとされている。したがって、その後の修正申告等で不動産所得又は事業所得の金額が増額した場合であっても、特別控除額が増加することはない。

しかし、当初申告時の特別控除前の所得金額が65万円未満の場合で、計算誤りの発見等により所得金額がその後増加したときは、いくら整然かつ明瞭に取引を記録していても、特別控除の恩典がないことになるのは不合理である。

(7) 居住用財産の譲渡所得の特別控除額を5千万円に引き上げること。(措法35) (継続)

(理由)

当該特別控除額は、昭和50年の改正で、収用等の特別控除額が2千万円から3千万円に引き上げられたことに関連して、1千7百万円から3千万円に引き上げられ現在に至

っている。この間の経済情勢も著しく変化したこと、また、収用等の特別控除額が5千万円に引き上げられたことなどを考慮し、売却後の生活の場を維持するため、特別控除額を5千万円に引き上げるべきである。

(8) 財産債務明細書の提出制度を廃止すること。(所法232)(継続)

(理由)

財産債務明細書の提出制度は形骸化しており、実質的な意味がなくなっている。
直ちに当該制度を廃止すべきである。

(9) 居住者が死亡した場合の準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限とすること。

(所法124、125)(継続)

(理由)

準確定申告書の提出期限は、現行では相続開始を知った日の翌日から4ヶ月を経過した日の前日までである。

しかしながら、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が相続税の申告をしなければならない時は、当該被相続人のその年の所得の計算は、相続税申告の計算と同時にを行うことが一般的であり、期限経過による不利益を被るおそれがある。

したがって、準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限と同じにすべきである。

(10) 相続により業務を承継した場合の青色承認申請期限を、相続税の申告期限又は業務承継年に係る所得税の確定申告期限のいずれか早い日までとすること。

(所法144、所基通144-1)(継続)

(理由)

被相続人の業務を相続したことにより新たに業務を開始した相続人に係る青色承認申請書の提出期限は、相続により新たに業務を開始した日から2ヶ月以内、被相続人が青色申告者であったときは準確定申告期限までとなっている。

業務の承継については遺産分割協議と密接な関係があり、業務の実態把握のための時間及び十分な協議が必要となることもある。

したがって、相続による業務の承継者に係る青色承認申請書の提出期限は、相続税の申告期限とその承継者の承継年に係る確定申告期限のいずれか早い日とすべきである。

(11) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること。(措法26、67)(継続)

(理由)

所得税における所得計算は、本来、記帳に基づく収支計算によるべきであるが、社会保険診療報酬に関しては収入金額が5千万円以下の場合に限って、実額計算に代えてその収入金額に一定の経費率を乗じて計算したみなし経費によって所得金額を算出する

ことが認められている。この特例の趣旨は、国民皆保険制度の定着を支援することにあつたといわれるが、既にその目的は達成されていると考えられるため、負担の公平の見地から、廃止されるべきである。

(12) 源泉所得税の納付期限を翌月 20 日とすること。

(所法 181、183、199、204、216) (継続)

(理由)

現行の源泉所得税の納付期限は翌月の 10 日とされている。この制度では、源泉徴収義務者の事務負担が時間的に過重となる。源泉徴収義務者の時間的事務負担の軽減を図るため、源泉所得税の納付期限を翌月の 20 日までとすべきである。

また、納期の特例の納期についても同様である。

(13) 不動産所得に係る損益通算の特例を廃止すること。(措法 41 の 4) (継続)

(理由)

平成 4 年分の改正により行き過ぎた土地投資、節税規制の観点から、土地の取得に係る負債利子については損益通算が認められなくなった。法人税では平成 10 年度から新規取得土地等に係る負債利子の特例は廃止されており、均衡を欠く制度となっている。

本来負債利子は当然必要経費であり、早急に廃止すべきである。

(14) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること。

(措法 37 の 12 の 2) (新規)

(理由)

現在の世界的な経済環境は好不況のサイクルが長くなっている。このような状況下で上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間が 3 年では短すぎる。安定した株主を得るために個人投資家の育成が急務である。そのために安心して株式投資ができる環境のために上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すべきである。

(15) 生計を一にする親族が、事業等から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定を改正すること。(所法 56) (継続)

(理由)

事業所得等の計算において、生計を一にする親族に対して支払う適正な対価は本来必要経費として認められるべき性格のものである。

これを必要経費として認めた場合、課税上の不公平が生じるおそれがあるとされるが、正当な対価が支払われている限り、租税回避行為に該当する余地はない。

現在の記帳慣行も過去と比べ格段の向上を遂げている。青色申告者に限りこの特例を適用しないとすべきである。

(16) 非上場株式等をその発行法人に譲渡した際に、みなし配当と譲渡損失が同時に生じた場合、その損益通算を認めること。(所法 25、措法 37 の 10) (継続)

(理由)

非上場株式等をその発行法人に譲渡した場合、一定の事由によるものを除き、譲渡価額のうち資本金等の額に対応する部分については譲渡所得（の収入金額）、資本金等の額を超える部分については配当所得として課税される。

このとき、取得価額が譲渡株式等の資本金等の額相当額を超える場合には、みなし配当が生じると同時に株式等の譲渡損失が生じるケースがあり、この譲渡損失は他に株式等の譲渡益がない場合には損益通算が認められず切り捨てられる。

この取扱いは、一の取引を二つの所得に区分したことにより生じたもので、プラスの部分のみに課税し、マイナスの部分を切り捨てるることは、当該株式等の保有期間において発生した所得以上の所得に課税することとなり、課税上の均衡を欠く。

したがって、非上場株式等をその発行法人に譲渡するにあたって生じるみなし配当について、同時に生じた株式等の譲渡損がある場合は、その損益の通算を認めるべきである。

(17) 所得区分を見直すこと。(所法 26、27、34、35) (継続)

(理由)

現行の所得区分は、昭和 25 年のシャウプ勧告に基づく改正で採用された 10 区分によっているが、具体的な区分の判断基準が明確でないものや、その区分に積極的意義が見出せないものが見られる。

また、課税制度の改正、経済環境の変化や所得発生形態の多様化等に対応する必要もあるため、以下のように見直しをすべきである。

① 事業所得と不動産所得の区分は、資産所得の合算課税が行われていたころの名残である。現在のように所得稼得形態が多様化する中で、不動産から生じる所得であっても一定の労務の提供、リスクの負担があり、その実体は事業所得と変わることはない。よって、不動産所得は事業所得と統合すべきである。

② 一時所得と雑所得は、どちらも他の所得区分に属さない、いわゆるバスケットカテゴリー的な所得であるにもかかわらず、対価性の有無という基準によって特別控除の適用や 2 分の 1 課税という課税上の取扱いが大きく異なっている。これらを区別する積極的意義は見出せない。また、雑所得のうち事業類似取引については、取引形態や規模という不明確な基準で事業所得と区分されている。

そこで、雑所得のうち事業類似取引を事業所得とした上で、一時所得を雑所得に統合すべきである。

③ 公的年金等についての所得は、現在雑所得に分類されている。今後高齢化が進む

に従い年金受給者の数及び所得税における重要度は増していくものと思われる。したがって、公的年金等については雑所得とは別の独立した所得区分を設けるべきである。

5 法人税関係

(1) 法人の各種届出書等の提出期限を前事業年度の確定申告書の提出期限まで延長すること。(法法 122) (継続)

(理由)

現行法では、法人の青色申告承認申請書、棚卸資産の評価方法、有価証券の評価方法及び減価償却資産の償却方法の変更届出書の提出期限は、設立第 1 期に該当する場合を除き、「当該事業年度開始の日の前日まで」とされているが、提出期限を改正しても課税上の弊害や混乱を招くとは特に考えられない。

よって、これらの提出期限を「前事業年度に係る確定申告書の提出期限まで」とすべきである。

(2) 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、中小法人の交際費等の定額控除限度額内の 10%課税制度は即時に廃止すること。(措法 61 の 4、施令 37 の 5) (継続)

(理由)

交際費に対する課税は、企業の冗費抑制を図ることが目的とされている。したがって、本来、冗費や濫費の正確の強い交際費だけを課税対象とすべきである。平成 18 年度改正で、飲食代のうち課税適用除外対象の金額基準が示されたが、交際費等の範囲についてはさらに見直しを行い、特に社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費等から除外し、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

また、中小法人の交際費等の定額控除限度額内の 10%相当額を損金不算入とすることは、税収確保目的以外には根拠がなく、この制度は即時に廃止すべきである。

(3) 役員借入金の債務免除等の私財提供等があった場合には、その適用基準を緩和して法第 59 条の適用を認めること。(法法 59) (継続)

(理由)

会社法の規定による整理開始の命令があった場合に伴って私財提供等があった場合には、法法第 59 条の適用により、一定範囲において過年度の未処理損失金が損金に算入されることになっているが、一般的な私的整理のような場合であっても、法法第 59 条の適用基準を緩和して、その適用を認めるべきである。

(4) 中小法人の軽減税率適用所得金額を大幅に引き上げること。(法法 66) (継続)

(理由)

平成 21 年改正により中小法人の軽減税率は若干引き下げられたものの、適用所得金額は昭和 56 年より現在まで 800 万円のままで据え置かれている。

中小企業の経営基盤は一段と脆弱さを増し、弱体化している。

厳しい経営環境にある中小法人をさらに支援するため、早急に軽減税率の適用所得金額を 800 万円から 1,600 万円に引き上げるべきである。

(5) 退職給付引当金の繰入について損金算入を認めること。(旧法法 54) (継続)

(理由)

退職給付引当金は、平成 10 年に累積限度額が引き下げられ、さらに平成 14 年に連結納税制度の導入に伴う課税ベースの拡大のために廃止されることになったが、むしろ制度を存続させ、繰入限度額についても引き上げが必要である。

退職給付引当金は、他の引当金と同様、会計理論上必要不可欠な制度であり、税法上も課税所得計算の過程に当然反映させなければならない損金であって、青色申告など特定の要件を備えた法人に対する特的な制度ではない。

また、平成 10 年度の法人税法改正によって、会計と税務がそれぞれの目的に従って独自の道を歩むことが明らかにされたものの、法人税は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算することを原則としている。

さらに、退職給付引当金は他の引当金と異なり、退職給与規程等に基づいて現に法的にも債務として潜在的に発生しているのであって、ただ退職の事実が未だ生じていないために、給付事由と具体的な給付額とが確定していないに過ぎないのである。

そこで、少なくとも労働協約及び労働基準法等により退職給与の支給規程を定めている法人については、その規程による退職給与要支給額の当期発生額の損金算入を認めるべきである。

(6) 賞与引当金の繰入について損金算入を認めること。(旧法法 54) (継続)

(理由)

賞与引当金は、会計理論上、必要不可欠な制度であり、税法上も課税所得計算の過程で当然反映されなければならない損金であって、青色申告など特定の要件を備えた法人に対する特的な制度ではない。

また、平成 10 年度の法人税法改正によって、会計と税務がそれぞれの目的に従って独自の道を歩むことが明らかにされたものの、法人税は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算することを原則としていることからも、賞与引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。

(7) 役員給与における定期同額要件を見直すこと。(法法 34) (継続)

(理由)

企業経営の成果は、経営陣（役員）の貢献・責任によるところが大きい。現行の役員給与制度においても、大企業では利益連動が認められている。

我が国の法人企業の大半を占める中小同族会社を鑑みると、むしろ、利益連動型給与が認められている大企業よりも役員と企業は密接な関係にあるといえる。このことは、法人の借入れに際して、役員個人が連帶債務者になることが多いことなどからも窺える。

本来、職務執行の対価として、会社法に従って適法に支払われた給与は、定期的、臨時的に問わず損金の額に算入されるべきである。しかし、法人税法第34条における「定期同額」の要件はあまりに硬直的、形式的であり、会社法に従って適法に支払われた給与までもが損金に算入できない結果をもたらす危険性がある。

定期同額の要件を緩和し、職務執行の対価として適法に支払われた給与は、損金に算入されるようにするべきである。

(8) 同族会社の非常勤役員に対する役員給与について、一定の要件に該当するものは、

事前確定届出給与の届出を不要とすること。（法法34、法令69）（継続）

(理由)

平成19年度改正により事前確定届出給与に関して、同族会社以外の法人は、定期給与を受けていない役員に対して支給する給与について、届出は不要とされた。

同族会社についても、定期給与を受けていない役員に対して支給する給与について、所定の時期に確定額を支給する旨の事前の定めに従って支給されるものについては、租税回避のおそれではなく、一定の要件の下、事前確定届出給与の届出を不要とするべきである。

(9) 定期給与とは、1ヶ月以下の一定の期間ごとである給与をいうが、一定の役員に対して時間給制をとっている場合に損金算入を認めること。（法法34、法令69）（継続）

(理由)

人格のない社団等の代表者は、法人税法上の役員に該当するので、その給与は、定期同額でなければ損金算入されない。また、使用人兼務役員にも該当しないので使用人としての給与も支給されない。

たとえば、数名で収益事業を営む団体が存在し、代表者については年次当番制、給与についても他の構成員と同様に同一単価で時間給制を採っているような場合がある。

時間給の支払いが月払いとされる場合には、時間数が一致しないかぎり、その支給額は毎月変動する。

このような場合にも、代表者に係る給与を定期同額でないとして損金算入を認めないことは現実的な妥当性を欠くといえる。

そのような場合に対応するため、一定の役員に対して時間給制を採っている場合に、

その時間給も 1 ヶ月以下の一定の期間ごとである給与として損金算入を明確に認めるべきである。

6 消費税関係

(1) 「帳簿及び請求書等の保存」の要件については、事業者に過度の負担を生じさせないよう、帳簿における記載事項の簡略化を図ること。(消法 30⑧) (継続)

(理由)

仕入税額控除については、計算のための事務負担や費用負担は極力軽減されるべきである。

しかしながら、平成 9 年 4 月 1 日以降施行されている「帳簿及び請求書等の保存」の要件においては、形式主義が重視される結果、請求書等で確認できる事項についても帳簿への重複記載を余儀なくされるなど、効率的な記帳実務の流れとは相反する実態が多々見受けられる。

「帳簿及び請求書等の保存」の要件については、まず「請求書等の保存」を中心として位置づけ、請求書等に不備がある場合に限り帳簿に補完のための記載を求めることが、帳簿の記載要件を緩和しても課税取引の事実の検証は十分に可能である。

したがって、記帳実務の実態や事務負担に配慮して、仕入税額控除の要件である帳簿への記載事項を簡略化すべきである。

(2) 法人税において確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合には、消費税の確定申告書の提出期限についても延長を認めること。(消法 45) (継続)

(理由)

消費税の申告作業は、事業者の決算確定作業に連動して行われている。法人税法第 72 条の 2 により提出期限の延長が認められている法人の場合、消費税の申告を決算確定前にせざるを得ない状況となっており不合理である。

したがって、消費税の申告も法人税と同様提出期限の延長を認めるべきである。

(3) 固定資産である土地の譲渡については、譲渡価額の 5% を非課税売上とし、課税売上割合を計算すること。(消法 30) (継続)

(理由)

課税売上高が少額な事業者において、土地を譲渡した場合には、課税売上割合が 95% を下回ることになる場合が多く、その結果、課税売上に対する部分の控除対象仕入税額を計算しなければならなくなる。

しかし、不動産業者が棚卸資産である土地を譲渡する場合は別として、一般の事業者が固定資産である土地をたまたま譲渡したような場合には、土地の譲渡に直接要する費用はほとんどかからないにもかかわらず、一般管理費に係る仕入税額を共通仕入れに該

当するものとして按分しなければならない。このため、通常の課税期間における控除対象仕入税額と比較して相当減少してしまう結果を招いている。

一定の要件のもと、課税売上割合に準ずる割合の承認を受けることはできるものの、手続き的に煩雑であり、この取扱いも、たまたま行なわれた土地の譲渡による課税売上割合の変動はその事業の実態を正しく反映したものではないという前提で設けられている。

そこで、運用の簡便さの観点から、固定資産である土地の譲渡については、有価証券の場合に準じて、譲渡価額の 5%を非課税売上高として課税売上割合を計算するように改めるべきである。

(4) 消費税の複数税率化は避けること。(消法 29) (継続)

(理由)

消費税の複数税率化は、事業者の事務の複雑化及び事務負担の増大を招くことが予想されるので、複数税率化は避けるべきである。

7 相続税・贈与税関係

(1) 相続税額の計算を遺産取得課税方式に改めるとともに、遺産に係る基礎控除額は財産の取得者ごとに 3 千万円とすること。(相法 11、15、16、17) (新規)

(理由)

現行の相続税法は、昭和 32 年 12 月の「相続税制改正に関する税制特別調査会答申」に基づき制定され、「法定相続分に基づく課税方式による遺産取得課税方式」が採られている。

この制度は、遺産税方式と取得税方式の折衷方式であり、現在の我が国における時代背景に適合せず次のような様々な矛盾を引き起こしている。

- ① 核家族化の進展により、従来の家族制度が崩壊し、「家族」より「個人」を中心となり、家族間における連帯感がなくなってきた。
- ② 申告後に新たな遺産が発見された場合、その財産を取得していない他の相続人の税負担までも増加することとなり、税負担に対する強い抵抗がある。
- ③ 基礎控除や生命保険金などの非課税額は、実際の取得に関係なく、相続人の数が多いほど高くなる不合理が生じている。

以上のような不合理をなくすためにも、相続により財産を取得した個々人の負担能力に応じた課税を実現する必要がある。

また、基礎控除額については、標準世帯における現行の基礎控除額を相続人数で除した金額をもととして 3 千万円が適当であるとした。

なお、「遺産課税方式」については、その具体的な内容が示されていない中ではあるが、上記①、②は想定される問題であり、現行税制における相続時精算課税や納税猶予制度

から考慮しても遺産課税方式は導入すべきではないと考える。

(2) 保険金及び退職金の非課税限度額を引き上げること。(相法 12) (継続)

(理由)

保険金及び退職金の非課税限度額は、昭和 60 年の改正で法定相続人一人当たり 500 万円とされたが、相続税の納税資金の確保と遺族に対する生活の保障として極めて重要な財産となっていることからみて、大幅な引き上げを行うべきである。

(3) 小規模面積の居住用及び事業用宅地の相続については非課税とすること。

(措法 69 の 3、相法 12) (継続)

(理由)

本来、居住用財産や事業用の財産は個人の生活の基盤となるべきもので、それらの資産の譲渡による所得については、特別控除や買換えの特例を設けているなど手厚い保護がされているにもかかわらず、相続税においてはこれらの資産を課税財産（一部評価の特例あり）としている。

生活の基盤となっている資産は、それを処分して納税に充てるにも困難なものであり、個人の生活の保護、中小事業者の保護の観点からも、これらの資産については一定規模まで非課税とすべきである。

(4) 相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能となった場合」を加えること。(相法 32) (継続)

(理由)

相続税における債務控除は、相続開始時において確定している債務がその控除の対象とされており、履行が確定していない保証債務については対象外となっている。

被相続人が有していた保証債務は、その債務が存在する限り相続人に継承され、主たる債務者の状況によっては保証債務の履行をいつ求められるか分からない債務である。相続開始後にその履行を求められ、求償権の行使が不能となった場合、相続した財産の額が減額され、何ら救済措置が講じられないこととなり、負担の公平を欠くことになる。

(5) 遺言執行費用、弁護士費用等その他相続財産に関する費用（民法第 885 条）は、相続税の課税財産から控除すること。(相法 13、14) (継続)

(理由)

民法第 885 条の規定により、遺言執行費用、弁護士費用等その他相続財産に関する費用は、相続財産の中から支弁することとなっている。相続税の課税は担税力に留意し、一定期間内に確定した相続に係る費用については、相続財産から控除できるよう改めるべきである。

(6) 相続税の連帯納付義務を廃止すること。(相法 34①、②、③) (継続)

(理由)

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者は、相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任じられている。

この連帯納付については次のような問題点が指摘されている。

- ① 連帯納付の責めに任じられている期限の規定が設けられていないことから、他の共同相続人の納税義務が履行されるまで連帯納付の責めに問われる。
- ② 他の共同相続人の納付状況が分からぬまま連帯納付義務を負っており、共同相続人のすべてが納税を完了しているにもかかわらず、その責めが消滅していることさえ不明である。
- ③ 共同相続人の一部に延納が許可された場合、他の共同相続人は、長期にわたり連帯納付義務を負うことになる。

このように、相続人は、他の共同相続人の納付状況を確認しつつ常に不安定な状況に置かれることとなり、相続税の連帯納付義務は直ちに廃止すべきである。

(7) 経済情勢等の変化のため、申告書提出までの間に著しい価額の変動があった場合におけるその財産の時価額を算定する基準となる取得の時期を、相続開始の時から申告書提出期限までの期間とし、その期間内における最も低い価額を時価とすること。(措置法新設) (継続)

(理由)

相続又は遺贈により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により求めることとされているが、価格に変動がある財産は、相続開始時と申告時の価額に大きな開きがある場合がある。

経済情勢等の変化のため相続開始時に求めた価額が申告時にはその 2 分の 1 以下となるような場合もある。特に、今回の金融危機に見られるように、「円高」、「株安」の状況が長期にわたり継続するような場合は、その差が著しいものとなり、納税資金のねん出にも苦慮する（その財産のみが相続によって取得した財産であるとすれば、場合によっては納税額がその財産価額を上回るケースも考えられる。）ところである。

経済情勢等の変化に対応するため新たな政策的必要性が生じたとして、平成 3 年に「相続開始前 3 年以内に取得した土地等に係る相続税の取得価額課税の特例」を導入したことに鑑み、経済情勢の変化によりその価額変動の激しい特殊な相続財産に対する評価については、「担税力」を基本とし、「課税時期」及び「時価」の判断をすべきである。

(8) 相続税の納税猶予制度を受けている納税者が、その農地等を一定の農業生産法人に

使用貸借による貸し付けを行った場合においても、一定の要件のもとに同制度を適用できること。（改正所法等附則平成 17 年第 55 条）（継続）

（理由）

農業相続人に対する相続税の納税猶予制度は、個人が相続により取得した農地及び採草放牧地を利用して農業経営を行っている場合に適用されている。しかしながら個人が農業生産法人を設立し、同法人に農地等を使用貸借による貸し付けを行い、かつ同法人が農地及び採草放牧地を利用し農業経営を開始している場合においては、実質的には個人と同様に相続により取得した農地及び採草放牧地を利用し、農業経営を行うという立法の趣旨に即しているものであるにもかかわらず、当該猶予の継続適用ができず打ち切られてしまう。

また、贈与税の納税猶予適用者が当該特例農地を一定の農業生産法人に使用貸借により貸し付けている場合、贈与者の死亡によって、当該農地は相続によって取得したものとみなされ、相続税の課税財産に含まれることとなるが、当該農地をもって相続税の納税の猶予の特例を受けようとしても、特例適用の要件を欠くことから適用できない。

なお、贈与税における納税猶予制度では、平成 6 年度の改正において一定の農業生産法人に対する使用貸借による特例農地の貸し付けについても納税猶予の特例が継続適用できるとされたところである。

平成 17 年に示された「食料・農業・農村基本計画」が、従来の家族農業経営が単体として農業生産法人となる「法人化」を引き続き推進する必要がある一方で、これらの家族農業経営が集団として単一の経営体（法人）を目指す集落営農の組織化・法人化が農業構造・経営政策上新たな重要な課題と位置付けていることからも税制面でのさらなる支援が必要である。

8 地方税関係

（1）個人住民税の調整控除（税額控除）を廃止し、所得税法における所得控除額と同一とすること。（地法 37、314 の 6）（継続）

（理由）

国から地方への税源移譲に伴い、個人住民税では税額控除による調整がなされている。このため、地方税が複雑化し、納税者の理解が得られにくい。

個人住民税の所得控除額を所得税の所得控除額と同一にし、簡素化すべきである。

（2）個人の道府県民税均等割の重複課税を廃止すること。（地法 24）（継続）

（理由）

同一の都道府県内において、住居地以外の市町村に事務所、事業所又は家屋等を有する個人には、各市町村ごとに複数の道府県民税均等割額が課税されるのに対し、同一の条件の法人には、一つの道府県民税均等割額が課されるのみである。個人と法人の違い

で重複課税になるのは公平を欠いている。

(3) 法人の事業税・住民税について欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。(継続)

(理由)

法人税において欠損金繰戻し還付の適用を受けた場合であっても、法人事業税については欠損金の繰越控除を利用し、法人住民税について還付された法人税相当額を法人住民税の課税標準となる法人税額から順次控除していくことになる。

したがって、法人事業税も法人住民税も欠損事業年度以後の事業年度において調整が行われることになり、前事業年度に対して課された税額の繰戻しを受けることはできない。

継続的に経営される企業にとって、事業年度は期間損益の計算のために人為的に区切られたものにすぎず、欠損が生じた事業年度も利益が生じた事業年度も本来は一体のものであることから、欠損事業年度の前事業年度において課された税額についても、当然に一体化して考えられるべきものであり、法人税に限らず法人事業税や法人住民税においても欠損金の繰戻し還付制度を設けるべきである。

(4) 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。

(地法 72 の 23、72 の 49 の 8) (継続)

(理由)

社会保険の保護育成を目的として、社会保険診療報酬等に関して支払いを受けた金額とこれに係る経費は、事業税の課税標準の計数から除外されている。

しかし、この課税除外措置は、結果的に特定の業種に対する優遇措置として機能し、社会的な不公平を生じさせており、廃止すべきである。

(5) 個人事業税に関する事業主控除額を適正な額に引き上げること。

(地法 72 の 49 の 10) (継続)

(理由)

個人事業税の事業主控除制度は、事業税の対象となる金額から事業主報酬相当額を控除することを目的として設けられている。現行の事業主控除額は平成 11 年に 290 万円とされたが、平成 20 年度の民間平均給与収入は 430 万円（国税庁「平成 20 年度民間給与の実態」）であることを考えると、事業主控除額は実態よりも低額に設定されている。

そこで、事業主控除の趣旨を踏まえ、また、経済の実態を考慮して、相当の額に引き上げるべきである。

(6) 資本金 1 億円以下の中小法人に対する事業税の外形標準課税の導入はしないこと。

(地法 72 の 12①ーイ、口) (継続)

(理由)

法人事業税の外形標準課税は、法人が都道府県から受けるサービスに応じた課税が実現できるものとして、税負担の公平性の確保を目的に導入された。

しかし、外形標準課税は、課税上の問題や執行上の課題など解決すべき事項も多いといえる。受益額の個別具体的な測定は困難であるし、また、担税力の弱い欠損法人にも課税されるなど、応益的見地からも応能的見地からも税負担の公平性が損なわれる場合を考えられる。

特に、中小法人は大企業に比べて欠損法人の割合が大きく、担税力にも乏しいことなどを考慮すると、資本金1億円以下の中小法人に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

(7) 婚姻期間が20年以上である配偶者から贈与された居住用不動産については、贈与税と同様に不動産取得税の計算上課税価格から2千万円を控除できること。

(地法73の14) (継続)

(理由)

贈与税においては、その年において贈与によりその者との婚姻期間が20年以上である配偶者から、専ら居住の用に供する土地等を取得し、その後引き続き居住の用に供した場合、又は居住の用に供する見込みであるときは、贈与税の計算上課税価格から2千万円が控除されるが、不動産取得税の場合、登記原因が贈与となる関係上、そのまま不動産取得税が課税される。贈与税の配偶者控除の制度は配偶者の老後の生活の安定を図るために設けられたものであり、その趣旨からも不動産取得税の計算上、課税価格から2千万円を控除できるようにすべきである。

(8) 相続時精算課税制度適用者が特定贈与者から贈与により取得した不動産にかかる不動産取得税を非課税とすること。(地法73の7) (継続)

(理由)

相続時精算課税制度適用による財産の贈与は、特定贈与者の相続税において精算することになっており、相続による取得と何ら変わらない。

相続による不動産の移転に対する不動産取得税が、非課税となっている現行制度とあわせる意味でも、同制度適用にかかる贈与により取得した不動産についても非課税とすべきである。

(9) 固定資産税における免税点を引き上げること。(地法351) (継続)

(理由)

土地については、平成6年の固定資産税評価額の大幅な引き上げにより現行免税点はなきに等しい状態となっている。

したがって、平成3年に改正された現行免税点（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）は大幅に引き上げるべきである。

(10) 少額減価償却資産（30万円未満）については、償却資産に係る固定資産税の対象とはしないこと。（地法383）（継続）

（理由）

固定資産税が市町村の基幹税目であり、安定性に富み偏在性も少ない税であることは理解できるが、決算手続で償却資産の計算事務をしているにもかかわらず、固定資産税の計算のために30万円未満の少額の償却資産についても、再度計算事務を行わなければならない。

これは、納税者に事務負担を課すとともに、償却資産の管理上、法人税、所得税の申告と差異が生じ、後日の修正、申告漏れの原因ともなりうる。

申告業務の簡素化、的確な償却資産管理のためにも、少額減価償却資産（30万円未満）は固定資産税の対象とはしないこと。

(11) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について120m²の軽減基準を、不動産取得税の軽減基準240m²に合わせること。また、減額の期間も5年間に統一すること

（地法附16）（継続）

（理由）

新築住宅で、一定の要件を満たすものは、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分（中高層耐火建築物にあっては5年度分）の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額のうち120m²相当分の1/2を減額する措置が設けられているが、これを不動産取得税における住宅取得の控除の基準に合わせて、240m²までの部分に適用できるよう範囲を拡大すること。

また、減額期間もその構造等に関わらず新築住宅すべてについて5年間に統一すべきである。

(12) 地方税において新たな税制の創設や改正に際しては、条例創設等の諮問機関に税の専門家である税理士を登用すること。（継続）

（理由）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。

地方税における新条例の創設や改正に際して、専門的・実務的問題点を提起するため、条例創設等の諮問機関に税の専門家である税理士を登用すべきである。

(13) 建物の固定資産税評価額の適正化を図ること。（継続）

(理由)

現行の建物の評価は再建築価格を基準とする評価方式が採られており、経年減点補正率や消耗減点補正率等、損耗の状況による減点補正率による調整がされている。しかし、各種補正の内容が開示されておらず、資産の減損価値と評価額との間に乖離が見受けられる。

したがって、納税者に評価の計算過程等を十分に明示した上で賦課を行うべきである。

(14) 不動産取得税については、課税標準の特例措置に替えて免税点を引き上げること。

(地法 73 の 14、73 の 15 の 2) (継続)

(理由)

不動産取得税は、政策的には多数の税額軽減の特例が設けられているが、これらの特例を受けるには、その適用がある旨の申告を必要とする。しかし、一般的に納税者が頻繁に不動産の取得をすることは考えにくく、そのような制度に関する知識は皆無に等しい。

一方、免税点は昭和 48 年から据え置かれているが、課税標準の特例措置として定められている不動産を取得した場合は、その適用を申告要件とせず、取得目的物ごとに免税点を設けることにより税額軽減に対応することができる。

不動産取得税に知識のない納税者も、適切に取り扱われるよう、特例措置をいずれも免税点制度にすべきである。

(15) 個人住民税の退職所得の課税方式を、前年所得課税主義に基づく分離課税方式とすること。(地法 50 の 2、328) (継続)

(理由)

住民税の所得割は、原則として前年の所得を課税標準として課税する前年課税主義を採用しているが、退職所得については、例外として退職後の納税者の税負担感を緩和するため現年所得課税主義に基づく源泉分離課税方式を採用している。

この方式では同一年に生じた所得が住民税の課税上 2 年度に分かれてしまうことになり、納税者にとって理解しにくい制度となっている。また、現行の方式では退職所得について住民税の所得控除の適用が受けられない場合もあり、担税力に応じた課税の観点からも問題がある。

したがって、退職所得についても他の所得と同様に前年所得課税主義に基づく分離課税方式とすべきである。

(16) 法人の道府県民税及び市町村民税において、法人が行う無償減資につき、その目的が事業再生のための欠損補填ならば充当した金額は資本金等の額から控除すること。

(地法 52、312) (継続)

(理由)

昨今の厳しい経済情勢が続く中、経営状況の悪化により多額の欠損が生じる法人が増加している。

法人道府県民税における均等割の課税標準は、事業年度末における資本金等の額とされているが、無償減資等を行っても資本金等の額が変わらない。

したがって、法人が事業再生を目的とする欠損補填のため無償減資を行った場合は、当該欠損補填に充当した金額を資本金等の額から控除した資本金等の額を課税標準として課税すべきである。

四 税務行政の改善に関する項目

1 法定外資料の照会、提出の要請は必要最小限にとどめること。(継続)

(理由)

納税者に対していわゆる法定外資料の照会や提出を求められることが頻繁に行われている。納税者はその作成に相当の手間を要しており、過度の負担にならないよう必要最小限にとどめるべきである。

2 税務署に提出した書類の閲覧及び謄写に関する規定を整備すること。(継続)

(理由)

納税者が申告書等の控えを保存していない場合には、実務上、行政上の裁量によって、守秘義務に抵触しない範囲で税務行政庁の保管する申告書等の閲覧が認められる。しかし、その際、申告書の謄写（コピー）は全面的に認められていない。

税務行政庁に保管されている申告書等の閲覧と謄写は、行政の裁量としてではなく、国税通則法において閲覧及び謄写に関する制度を設けるべきである。

また、国税不服審判所における書類についても同様の取扱いをすべきである。

3 「臨税」の規定を廃止すること。(税理士法 50) (継続)

(理由)

税理士法第 50 条に規定する「臨税」については、その立法趣旨及び法制化の背景から判断して、機能的役割は極めて希薄化していると思われる。

「臨税」については、全国的に廃止の方向にあるが、一部の県において許可され、継続している現状にある。

現在の「臨税」のあり方は、次の点に問題があると考えられる。

- ① 許可を受けた者は、税の専門家ではないこと。
- ② 税の専門家が十分存在するにもかかわらず許可し続けることは、結果的に税理士の業務を侵害していることになること。

税理士会から税理士の派遣という方向性はあるものの遅々としており、許可権をもつ税務当局の強い意思表示が必要と思われる。

4 固定資産課税台帳の縦覧制度を見直し、税理士に課税台帳の閲覧（評価証明書の取得）を認めること。(地法 415) (継続)

(理由)

地方税で定める縦覧の趣旨は、納税者に自らの固定資産の評価内容を知らせるとともに、その評価額が公正妥当な額であるかを検討させることにあると解されるが、評価の方法については公開されていないため、評価額が妥当であるかどうか検証できない状況にある。

公正な評価を担保するためには、固定資産税の評価の基準並びにその算定手続を公開し、固定資産税の課税内容について納税者が十分に確認できるような制度に縦覧制度を見直すべきである。併せて、納税通知書到達後でも評価について不服申立てができるようにすべきである。

また、税理士は、資産税に関する申告、申請及び相談等において、固定資産税の評価を必要とする場合が多いので、税理士がその資格により申請した場合には固定資産課税台帳が縦覧できることとし、固定資産税の評価証明書の取得も認めるべきである。

5 土地に関する公的評価一元化のための第三者機関を設置すること。(継続)

(理由)

土地の価格については、「課税の目的のため」の相続税の評価や固定資産税の評価があり、「土地取引の指針とするため」の地価公示や地価調査の制度がある。

相続税における土地評価や固定資産税の評価については、土地基本法の制定に伴い、地価公示価格の80%及び70%とその評価水準が示され、公的評価について相互の均衡と適正化を図ることとされている。

しかし、地価公示や地価調査が調査し公表する土地の価格は「点」の価格であるのに対し相続税や固定資産税の評価は土地の価格を求めるための「線」の価格が公表されている。

相続税や固定資産税がその評価の精度を高め、すべての地点が「公表されている水準」により近い価格で評価されるようにするために、それぞれの行政機関は「点」を「線」の評価とするため数多くの調査地点を定め、莫大な時間と費用をかけ、それぞれの地点について鑑定評価等の価格により地価公示価格相当の価格を求めている。

しかも、その多くの調査地点の価格は公表されることはない。

評価に対する精度の向上と信頼性を国民一人一人に示すためにもこのような調査手法を改め、公的な第三者機関により、「調査」、「公表」した価格により、それぞれの評価水準を維持しながら、「点」を「線」とするような評価のあり方が望まれる。

その方策として、地価公示地、地価調査地、相続税や固定資産税の標準地の地価をすべてひとつの公的機関が調査しその価格を決定することとし、行政機関はその価格に基づきそれぞれ課税目的に則した価格を決定すべきである。

6 納税者番号制度の導入に当たっては、具体的構想を明確に示し、国民の納得のいく番号制度にすること。(変更して継続)

(理由)

現在のように経済取引が複雑化した状況において、税負担の公平を図り、総合課税制度や申告納税制度の機能を維持していくため、また、導入が検討されている給付付き税額控除制度を円滑に推進するためにも、納税者番号の重要性が高まっている。

しかし、納税者番号制度で納税と社会保障給付を同時にを行うことに対して、その情報を

どこでどのように管理するのか、個人情報の保護について、慎重に検討されなければならない。

また、行政コストや民間が負担する納税コストも検討する必要もある。

国民の利益に資する施策とするため、具体的な構想を明確に示し、国民の納得のいく番号制度にすべきである。

7 電子申告の国と地方の統一的な運用を図るとともに、更なる普及のための施策を講ずること。(新規)

(理由)

地方税の電子申告及び電子納税の整備が不十分な状況にある。

今後、一層の電子申告の普及を図るには、国とすべての地方自治体が統一的なシステムを構築し運用を行うことが必要である。

また、電子申告に対するインセンティブ施策も充実させるべきである。

8 電子申告を行った納税者に係る確定申告の納税者情報を文書により通知すること。

(新規)

(理由)

政府は e – J a p a n 構想に基づく電子政府を目標とし、オンライン利用拡大行動計画において、平成 25 年度末国税関係手続きについては 65% の計画目標を掲げている。

日本税理士会連合会は平成 18 年税理士会員の 50% 以上の顧客の申告につき電子申告を行うことを決議し、その後平成 20 年 11 月には 20 年 9 月の IT 戦略本部の「オンライン利用拡大行動計画」を受け電子申告における新たな目標を策定し、電子申告普及推進に寄与してきた。

この電子申告の進展は税理士の代理送信の結果によるもので、納税者自身の IT 化が比例して進んでいない実情にある。

また、納税者に対する情報はメッセージボックスを介してのみ行われているが、自分の情報を確認できない者もいる。確定申告書等の郵送もないため、無申告となる可能性もある。

電子申告により税務行政の事務効率化に貢献した納税者は、従来の公共サービスの提供を受けられないこととなり、公平性に欠ける。

したがって、メッセージボックスに提供した納税者情報を文書にして通知すべきである。

9 書面添付があった場合には、原則として無予告調査を行わないこと。(新規)

(理由)

税理士法第 33 条の 2 第 1 項は、税理士の作成した書類についてその内容検討の程度、検討した項目及び方法等を記載した書面を添付することができる旨を定めたものとされる。

かかる規定は、税理士法第1条に定めるその使命を果たすために、法律で定められた税理士だけの権利と考えられる。

また、この趣旨は、税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化、簡素化を図ることにあり、税理士が作成した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付及び意見陳述を通して調整過程を明らかにすることにより、適正な申告書の作成及び提出に資するものである。

そのように、書面の記載内容の充実が図られ、質の高い書面添付がなされた申告書については、実施される税務調査割合が減少するものと思われる。

したがって、書面添付があった場合には、原則として無予告調査を行わないこと。

10 納税の緩和制度を積極的に適用すること。（通法46、国徵法151）（新規）

（理由）

納税について誠意を持って前向きな姿勢を示している納税者に対しては、納税の緩和制度を積極的に適用のうえ、国税通則法第63条の延滞税免除を行い納税者の負担軽減を図ること。

換価の猶予（国徵151）は納税者の申請に基づかず税務署長の職権により行われるが、適用事例は少ないと見込まれる。また、納税の猶予（通法46）は納税者の申請に基づき許可されるが制度の周知が徹底していないため恩恵にあずかる納税者は少ない。

納税者が納税の緩和制度を活用できるように、制度について適切な相談・指導を実施するよう求める